

どうなる介護保険 中

地域医療・介護推進法案が成立すると、要介護度が低い人（要支援）向けサービスの一部が、全国一律の介護保険サービスから、市町村が実施主体の事業に移ることになる。サービスの質や扱い手はきちんと確保できるのか。

訪問介護 地域は担えるか

のどかな田園風景が広がる滋賀県守山市の農村地域。5月下旬、一人暮らしの天野エミさん(82)の自宅を、生活援助のヘルパーが訪ねた。

年前、散歩中に突然足がしびれ、その場でしばらく動けなくなつた。その後も血圧が安定せず、長い時間動くのがつらいなつた。要支援1の認定を受け、ヘルパーの援助を利用することになった。

夫は10年以上前に他界した。腰痛もあり、しゃがむなどの動きがつらい。ヘルパーからは、体の機能を維持するため、日常生活の手助けや身分でやる助言を受けている。掃除機をかけると

ヘルパー以外の人たちを活用するにせよ、その人手はどう確保すればいいのか。仙台市は、要支援者が昨年4月時点で約1万25500人、2003年時点の1・4倍に膨らんでいる。市介護保険課の宮野巒子課長は改正への対応について、「専門性が求められるサービス、共助で担えるサービスを見極め、有償ボランティアなど意欲のある人材の活用を検討していきたい」と話す。

ただ、現場には不安の声もある。仙台市のNPO「あなたの街の三河やさん」は、介護保険サービスのほか、身の回りの援助をする「御用聞き」サービスを、有償ボランティアで提供している。ボランティアでかかる人も多くがヘルパーの資格を持つ。代表の北村佳子さんは、「ボランティアといつても

膨らむ要支援者
扱い手不足深刻

約400の介護事業所が加盟する「世田谷区介護サービスネットワーク」（東京都）の辻本きく夫代表（63）は、改正に批判的だ。介護の人手不足は深刻さを増し、東京都の4月の介護サービスの有効求人倍率はパートで約6倍。「募集をかけても集まらない。そんな状況でボランティアなら集まるというのか」と疑問を投げかける。「人手不足が著しい地域では、これまで通りのサービスを受けられない人も出でてくるのではないか。まず扱い手を確保し、制度をつくるのが筋ではないか」と話す。

◆あすは自己負担引き上げなどを取り上げます。

要介護度低い人向け ボランティア活用も

きこすかを動かしたり、やの通じたをあつきで振りするのが、天野さんだ。

「一緒に住むの」と聞くと、かげしくれるが、家の出の詰まつた住宅といつてくる。「出来るこもしたいが、家事を全こなすのはしんどい。がないと生活は成りん」

制度改正で、要支援問介護サービスは全国サービスから、市町村が主の事業になる。厚生省の「地域の事情に応じて、なサービスを提供できなくなる」と説明している。

一つは、要支援者向けに、スにかかる費用の抑制。いまは専門事業者が提供するサービスについて、アイやNPOのない生活とで、サービス費用のはじでも抑えたい考えだ。

親類は声に出した
るの役目
族の思い
たいと思
とは何で
部一人で
ヘルパー
立ちませ
た。大野さんが利用する守山
市の「ゆるやいふヘルペーステ
ーション」の出口多津子所長
（50）の考えは違つ。「要介護状
態になるのをいかに防ぐかが要
支援サービスの目的。単なる
「家事代行」になれば、かえつ
て要介護になる人が増える」と
心配する。「自分で靴を履けた
のに、ヘルパーが安易に手伝
い、履かせていたら履けなくな
つてしまつた、という例もあ
る。高齢者の体の機能を観察や
会話をしっかり見極めなければ
いけない。素人のボランティア
では判断が難しい」

し、月に1回は看護師をまじえた勉強会を開き、高齢者の体や健康に関する知識を学んでいるところ。

サービスの報酬が将来、切り下げられるのではないかという不安もある。見直し後は、サービスの報酬額は市町村が決める。自治体財政の状況によっては歳出削減の圧力が強まり、現在の介護保険の報酬より低額にする自治体がでてくる可能性がある。

東京都世田谷区の訪問介護事業所を運営する松本和子さんは、「今まで支取れば赤字の一歩手前。もし、今の額より下がればやつていけなくなる」と話す。現在、約50人の利用者がいるが、4人に一人が必要支援だ。とはいっても現在の要支援の利用者へのサービスをやめるわけにはいかない。「ヘルパーの時給を下げるなどの対応をせざるを得なくなるかも。新規は引き受けにくくなる」と不安を募らせる。

 要支援サービス見直し
改正案では、介護の必要性が比較的低い「要支援」の人を対象にしたサービスのうち、訪問介護と通所介護（デイサービス）を、来年4月かに段階的に移す。市町村の「地域支援事業」